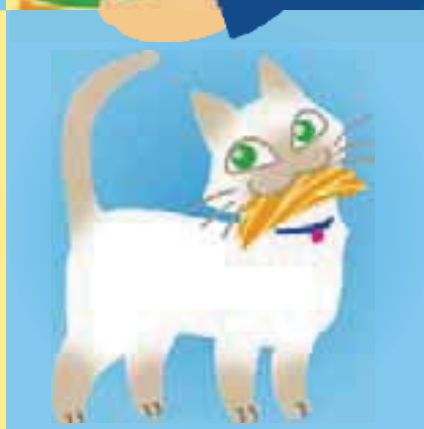


ペットフード安全法の あらまし



目次

I 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律とは・・・3

1 ペットフードの安全確保の体制・・・3

2 基準・規格の設定・・・6

3 事業者の届出と帳簿の備え付け・・・8

4 立入検査と罰則・・・9

II ペットフードの与え方と取扱い・・・10

1 市販のペットフードの選び方・・・10

2 ペットフードの取扱方法・・・10

3 ペットフードを与えるときに注意すること・・・11

ペットフード安全法の制定までのあゆみ

近年、ペットは家族の一員として飼われ、多くの飼い主が市販のペットフードを与えています。そんな中、平成 19 年の春に、有害物質（メラミン）が混入した原料を用いて製造されたペットフードにより、米国で犬・猫の大規模な健康被害が発生しました。

問題のペットフードは日本にも輸入されていましたが、販売業者の自主回収により、健康被害の発生は、幸いにも回避することができました。

以前より、業界団体も自主的にペットフードの安全を守る取り組みを続けてきましたが、この問題を契機に、国内で販売されるペットフードそのものを規制する法律がないことへの不安が高まりました。

そこで誕生したのがペットフード安全法です。平成 21 年 6 月 1 日に、環境省と農林水産省共管のもと、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（通称：ペットフード安全法）」として施行され、その後も安全性に関する基準・規格等の検討が続けられています。

I

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律とは

1 ペットフードの安全確保の体制

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（通称：ペットフード安全法）は、国（環境省および農林水産省）と事業者が、それぞれ定められた役割を果たすことで、国内で流通するペットフードの安全が守られる仕組みとなっています。

国は安全なペットフードのために守るべき基準・規格などを定め、事業者はそれを遵守して製造・輸入・販売を行います。事業者は、その記録を帳簿に記載することが義務付けられています（小売は除く）。



ペットの健康被害を防止する必要が認められたとき、国は対象となるペットフードの廃棄・回収等の命令を行うことができます。このような場合に備えて、国はあらかじめ事業者の把握が必要となるため、特にペットフードの供給元となる製造・輸入業者に対し届出の義務を課しています。

また国は事業者の取り組み状況を確認するため立入検査を実施します。検査結果は環境省又は農林水産省のホームページなどで公表されます。このほかに事業者に対して製造・品質管理の指導や助言を行ったり、関係機関や団体との連携などによって、安全確保の体制を構築しています。

note

法律の対象となるペットフード

法律の対象となるのは、犬と猫のペットフードです。

薬事法で規制される“医薬品”、口に入れるが飲み込まない“おもちゃ”、香付けや遊具として使用される“またたび”、毛づくろいで飲み込んだ毛と一緒に吐き出されてしまう“猫草”などは法律の対象とはなりません。店内で飲食されるフードも対象外ですが、あらかじめ持ち帰り用に包装されたものは対象となります。

規制の対象となる例

- 総合栄養食（主食タイプ）
- 一般食（おかずタイプ）
- おやつ ● スナック ● ガム
- 生肉 ● サプリメント
- ミネラルウォーター

規制の対象とならない例

- ▲ 医薬品 ▲ おもちゃ
- ▲ ペットフードの容器
- ▲ またたび ▲ 猫草
- ▲ 店内で飲食されるフード
- ▲ 調査研究用のフード

PET FOOD

知って納得！ ペットフードの表示

正しい表示の見方を理解して ペットの健康と安全を守ろう



● 2010年12月より、ペットフードの表示が義務化されました ●

『ペットフード安全法』により 犬・猫用 ペットフードの 「5つの表示」が義務になりました!



2 賞味期限
栄養価や風味を保証できる期限を表示

3 原材料名
添加物も含め使用している原材料をすべて表示

4 原産国名
製造された国名を表示

5 事業者名と住所
事業者の種別と名称住所を表示

1 名称
犬用か猫用かわかるように表示

※事業者の種別には、製造業者、輸入業者、販売業者があります。

● パッケージの表示を見てみよう!

パッケージの表示場所は製品によっていろいろ。自分で確認してみよう。



「ペットフード安全法」に基づく表示

- ① 名称
- ② 賞味期限
- ③ 原材料名
- ④ 原産国名
- ⑤ 事業者名・住所

■成犬用総合栄養食
■内容量：3kg
■与え方：成犬体重1kgあたり1日100gを目安として、1日の給与量を2回以上に分けて与えてください。
■成分：粗たん白質18%以上、粗脂肪5%以上、粗繊維5%以下、粗灰分8%以下、水分12%以下

■原材料名：穀類(とうもろこし、小麦)、肉類(ビーフ、チキン)、野菜類(かぼちゃ、にんじん)、ミネラル類(P、Ca)、ビタミン類(A、B、C)、酸化防止剤(ミックストコフェロール)
■原産国名：日本
■製造業者：ABCペットフード株式会社
〒100-0000 東京都千代田区〇〇〇〇町 1-2-3
■賞味期限：袋の底に年月で印字(最初の4ケタが西暦年、次の2ケタが月)

「ペットフード安全法」以外の表示

用途、与え方、内容量、成分の項目も「ペットフードの表示に関する公正競争規約」により表示されています。

● 用途
● 与え方
● 内容量
● 成分

●「ペットフード安全法」ってなあに？

以前アメリカで有害物質が入ったペットフードを食べてたくさんの犬や猫が亡くなった事件があったんだよ。そこで我が国は“ペットフードの安全を確保することが、動物愛護につながる”と考え、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」通称「ペットフード安全法」をつくったんだ。この法律では、有害物質が入ったフードの製造・輸入の禁止はもちろん、飼い主さんたちがペットフードを安心して購入できるようにパッケージの表示の義務づけなどを決めたんだよ。



●ペットフード安全法の対象になるものは？

栄養供給を目的とした犬用と猫用のペットフードで、お店などで包装され販売されているものすべてが対象です。用途で分類すると下記の3つ。目的にあったペットフードを選びましょう。

●主食●

総合栄養食

水とともに与えるだけでペットに必要な栄養素がまかなえる主食用フード



ドライフード、ウェットフード、ソフトドライ(半生)フードなど

●おやつ●

おやつ・スナック・間食

嗜好性が高く、おやつ、しつけのごほうびなどとして与えるフード



ジャーキー、煮干し、プリン、クッキー、ポーロ、ガムなど、形態はさまざま

●その他の目的食●

一般食(おかずタイプ)・副食

嗜好性が高く、食欲増進などを目的としたフード
缶詰やふりかけ、レトルトパウチなど



療法食



特定の疾病などに対して、食事療法のために使用されることを意図したフード
※獣医師の指導のもとに与えられるフード

サプリメント・栄養補助食

栄養素が不足した時、それを補うための栄養補助食
錠剤やカプセル、ゼリー状のものなど



※「総合栄養食」… ペットフード公正取引協議会の定める基準を満たしている製品に限られています。

●パッケージの表示は購入時にしっかり確認を！

ペットフードの表示には、「ペットフード安全法」で義務化された5項目はもちろん、それ以外にも大切な記載があります。それをしっかり確認して、購入しましょう。

- 犬用？ 猫用？ ————— ● 「名称」を確認
- 目的にあっている？ ————— ● 「用途」を確認
- 賞味期限内に使いきれ？ ————— ● 「賞味期限」「内容量+与え方」を確認
- 求める原材料が使われている？ ————— ● 「原材料名」を確認



原材料については3・4ページ、与え方については5ページをチェック！

飼い主のための ペットフード・ガイドライン

～犬・猫の健康を守るために～

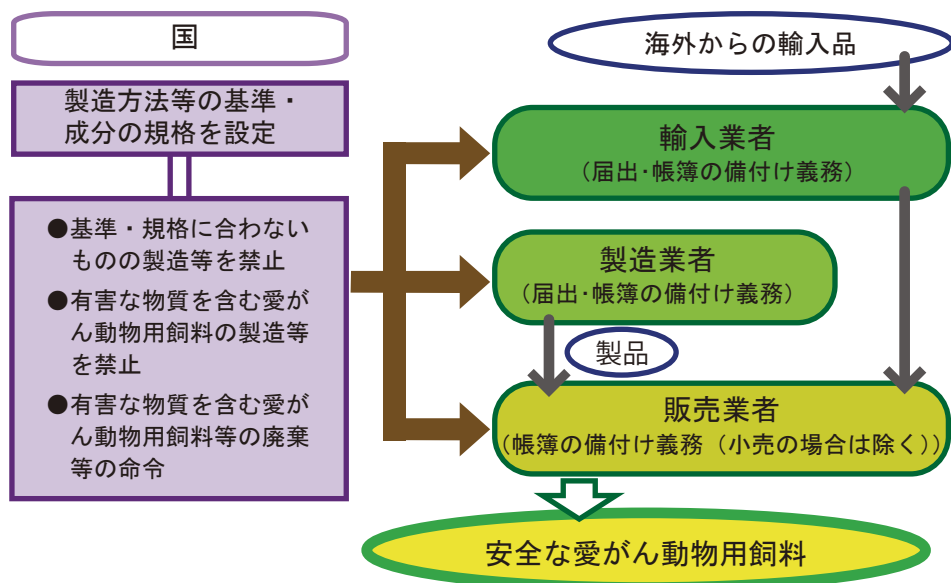


はじめに

2008年6月、ペットの健康を保護し、動物の愛護に寄与するために、ペットフードを規制する「愛がん動物用飼料の安全性を確保する法律（ペットフード安全法）」が成立し、2009年6月1日から施行されます。

この法律は、ペットフードの製造の方法や表示についての基準、成分についての規格を定め、これに合わないペットフードの製造、輸入又は販売を禁止するものです。ペットフードの製造業者、輸入業者及び販売業者は、定められた基準や規格を守る責任が生じます。

ペットフード安全法の概要



なお、この法律の詳細については、
環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/>）または、
農林水産省ホームページ（<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/>）をご覧ください。

しかしながら、ペットフード安全法の規制だけで、食べ物によるペットの健康被害を防げるわけではありません。ペットの健康と安全を守るためには、フードを与える飼い主自身が、ペットの生態や必要な栄養素、食べ物などについて理解し、適切な給餌を行うことが大切です。飼い主の責任は、「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）」においても、次のように規定されています。

動物の飼い主の責任（動物愛護管理法第7条）

- ・ 動物の種類や習性などに応じて適正に飼い、動物の健康と安全を守るよう努めること。
- ・ 動物が人に危害を加えたり迷惑を及ぼすことが無いよう努めること。
- ・ 感染症などの病気の知識を持って、予防に注意するよう努めること。
- ・ 自分が所有していることを明らかにするために、標識をつけるよう努めること。

このガイドラインは、犬と猫を対象として、ペットフードの選び方や与え方、日頃の健康管理などについて紹介し、飼い主の方々の理解と適切な飼養を支援することを目的として作成しました。

目 次

1	最初に知っておきたいこと<人間・犬・猫の違い>	4
1-1	必要な栄養素の違い	4
1-2	味覚の違い	5
1-3	フードの食べ方の違いと与え方	6
1-4	好きな食材・嫌いな食材	7
1-5	避けたい食材、注意が必要な食材	8
2	市販のペットフードについて	10
2-1	市販フードの種類と選び方	10
2-2	表示の見方	12
3	手作りフードについて	14
3-1	利点と注意点	14
3-2	生肉や生魚を与える場合の注意点	14
4	フードの保存方法	15
5	体調管理について	16
5-1	痩せすぎ、太りすぎにしないために	16
5-2	日頃の体調管理	18
5-3	こんなことにも気をつけましょう	19
6	Q & A	20
	参考資料	23

監 修：阿部又信（ヤマザキ動物看護短期大学 教授）
大木富雄（日本ペット栄養学会 常任理事）
大島誠之助（アニマテック オオシマ 代表）
大野和彦（ペットフード公正取引協議会 事務局長）
藤井立哉（ペットフード工業会 事務局長）
本好茂一（日本ペット栄養学会 会長）

協 力：ペットフード工業会
ペットフード公正取引協議会
日本ペット栄養学会

ペットフード安全管理者認定制度の概要

【概要】

- ペットフード安全法を推進するため、輸入・製造・販売現場等にペットフード協会認定の安全管理者を配置し、ペットフードの安全確保に寄与するための制度。
- 一般社団法人ペットフード協会主催の講習会を受講し、試験において所定の知識を取得したことが確認された者に、ペットフード安全管理者認定資格が与えられる。
- 資格の有効期限は3年であり、更新講習会を受講することにより資格を維持することが可能。
- ペットフードの製造、品質管理、研究開発、商品企画、マーケティング、営業、輸入等、幅広い分野の関係者が本資格を保有しており、2013年までの資格保有者は約250名。

【講習会及び試験の具体的な内容】

1. ペットフード安全性と関連法規
2. 成分規格とリスク評価
3. 安全なペットフードの製造に関する実施基準の概論
4. 安全なペットフードの製造に関する実施基準の各論
5. 衛生管理
6. 表示基準
7. 行政による立入検査
8. リスク管理



ペットフード販売士認定制度の概要

【概要】

- ペットの健康の維持・増進に寄与するため、販売や相談に携わる者が、店頭及び動物病院での相談に的確に対応できるように、一般社団法人ペットフード協会が2012年に設立した制度。
- 一般社団法人ペットフード協会主催の講習会を受講し、試験において所定の知識を習得したことが確認された者に、ペットフード販売士認定資格が与えられ、今までに約370名が認定されている。

【講習会及び試験の具体的な内容】

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1. 犬と猫の生理学 | 6. 店頭や動物病院でのQ&A |
| 2. 基礎栄養学 | 7. 飼育の基礎マナー |
| 3. ペットフードについて | 8. エキゾチックアニマルについて |
| 4. 関連法規 | 9. ペットの効用 |
| 5. ペットフードの製造・保存 | |

